

「森林環境保全税」の継続に関するパブリックコメント結果概要

- 1 募集期間 9月20日（火）から10月4日（火）までの15日間
- 2 周知方法 県ホームページ、新聞広告、チラシ配架（県の主要機関及び市町村窓口）
- 3 意見総数 55件（35名）
- 4 主な意見と対応方針（表中では、森林環境保全税…「県税」、森林環境税及び森林環境譲与税…「国税」と表記）

| 項目 | 主な意見の概要 (括弧内：同一内容の意見件数) | 意見に対する対応方針 |
|--------------------------|--|--|
| 課税・税率・用途等の継続（案）について（35件） | <ul style="list-style-type: none"> ・賛成29件、条件付き賛成3件、反対1件、賛否不明2件 ・国税とのすみ分けがしっかり出来れば賛成。 ・存続は賛成だが、国税も含めた財源の妥当性については引き続き議論して欲しい。 ・国税で多くの事業はまかなえるはず。国・地方合わせて1500円を森林保全に使われるのは反対。 ・県税独自のニーズがあるのか説明して欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国税は所有者による経営管理が困難な森林で市町村が行う森林整備が主な用途であるのに対し、県税は所有者が行う間伐や竹林対策等の支援が主な用途であり、両税はそれぞれの役割を担うものと整理している。 ・両税の意義や用途について市町村とも連携し周知を図っていく。 |
| 用途事業にかかるもの | 竹林整備事業（9件） | <ul style="list-style-type: none"> ・対象竹林を県民生活に密接に関わる集落や主要道路周辺に限定した上で、抜本的解決策である林種転換への支援の拡充を検討する。 |
| | 森林景観対策事業（1件） | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による森林整備事業は今後国税で実施されるので、県の補助は不要と思われる。 ・市町村への補助事業という形を見直し、景観の回復・向上を図る上で特に重要なものに限り県直営事業とすることを検討する。 |
| | とっとり県民参加の森づくり推進事業（4件） | <ul style="list-style-type: none"> ・森林の大切さを伝える本事業の拡大を検討して欲しい。 ・夏休みの木の工作教室（保全税事業）で、森が僕たちの生活にとっても大切だと教わった。工作がとても楽しかったので、来年も行きたい。これからもこういう教室をして欲しい。 ・各団体のイベント情報を県ホームページに掲載するなど情報発信を強化する。 ・地域住民からそのような取組要望があれば本事業の活用を提案する。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・県域全部を対象としたイベントの参加者募集の広報を支援して欲しい。 ・県内の林道30本くらいを「森林浴のみち」として選定し、補助金を使って地元で整備してもらおうようなことを考えてはどうか。 |
| 県民への周知について（6件） | <ul style="list-style-type: none"> ・税制度の県民の認知度が低いため、普及啓発に努めて欲しい。とりわけ次代を担う小中高生などに周知を図って欲しい（2件） ・税の用途や効果について県民に分かりやすく説明して欲しい。（4件） | <ul style="list-style-type: none"> ・県民の認知度向上に向け、県税の名称変更も含む様々な手法により周知を図っていく。 ・年齢を問わず理解してもらえるような工夫をしていく。 |